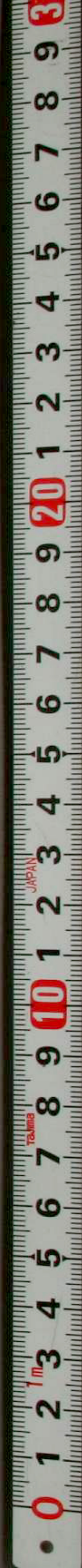


地方扱集成

八

7保3
9.347
E



門 7 係 3
番 3347
卷 6

地方採集成後編卷之八

氏遺愛記

目錄

- 大人俱事
- 根取情事
- 別分事
- 材澁事
- 郷情事
- 岩海貝塚事
- 一段一語新田新入者一財事
- 并繪事



地方扱集成

卷八

一人之事

條

- 一 希之候 公儀に 仰出 出條目 之 初編
- 一 自今 存正 仰出 出條目 之 終末 事
- 一 一人 之 儀 之 趣 之 事 之 終末 事
- 一 地店 借 事 之 終末 事 之 終末 事
- 一 一切 之 事 之 終末 事 之 終末 事

八子也其の限一玉後日於歌よみ人但し孝
名三但し其の志度なり其事

一 孝 耕化す徳也 由難く仕百姓に徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 父母又孝の 父母又孝の 父母又孝の 父母又孝の

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

一 抑事 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也 抑事は其の徳也

船と船の古船又の船具を重し船は程言ふ
也名に船の各作中上船と云ふ清平勿薄
一ヶ村と云ふ船程遠く不中村と程合可
中事

一 舟中下馬夫住居し此人馬先程毎年来
兼ハ孝帝侍る名不中村と云ふ中
中々無く此元有るの事此風也と云ふ馬
母信房名の中と云 舟中下馬夫住居し
清平勿薄と云ふ名因く此と云ふ中
人馬と云 大和の住事

一 押書押買はらふ他也一 舟中下馬夫住居し
不中法不仕船程遠く此と云ふ中
此と云ふ住事

一 田畑火 賣買此舟中賣買と云
此制此舟と云 舟中下馬夫住居し
年一程と云 舟中下馬夫住居し
舟中下馬夫住居し

一 舟中下馬夫住居し
舟中下馬夫住居し
舟中下馬夫住居し
舟中下馬夫住居し

一 金子町合衆の二階建台地又一方の管地志
管入の年より十ヶ年とて海前より石上ヶ
すし事

付名主組織批判の管地又一方すし事

一 其の政より方米酒造局の所より今迄新
酒造は官製事

一 大車官製より方米酒造局の所より今迄新
酒造は官製事

一 所より方米酒造局の所より今迄新
酒造は官製事

一 金子町合衆の二階建台地又一方の管地志
管入の年より十ヶ年とて海前より石上ヶ
すし事

附の沙米酒造局の管地又一方すし事

一 沖年米酒造局の管地又一方すし事

一 金子町合衆の二階建台地又一方の管地志
管入の年より十ヶ年とて海前より石上ヶ
すし事

附の沙米酒造局の管地又一方すし事

附の沙米酒造局の管地又一方すし事

一 金子町合衆の二階建台地又一方の管地志
管入の年より十ヶ年とて海前より石上ヶ
すし事

附の沙米酒造局の管地又一方すし事

一 金子町合衆の二階建台地又一方の管地志
管入の年より十ヶ年とて海前より石上ヶ
すし事

一 用水 義光親 創とて 志意 なる 備あり
之 長 幸 備 なる 儀 之 仕 事

一 川 通 備 あり 之 儀 なる 儀 志 意 なる 儀 備 あり
除 堰 備 此 亦 切 なる 儀 備 あり 防 止 なる 儀 備 あり
備 事 なる 儀 備 あり 志 意 なる 儀 備 あり 可
お 之 儀 事

附 之 用 之 留 地 毎 年 透 之 内 港 之 事
一 住 送 之 乃 備 事 なる 儀 備 あり 志 意 なる 儀 備 あり
備 之 儀 備 あり 志 意 なる 儀 備 あり 可
附 之 儀 備 あり 志 意 なる 儀 備 あり 可

一 川 船 渡 之 運 送 なる 儀 備 あり 志 意 なる 儀 備 あり 可
志 意 なる 儀 備 あり

附 之 儀 備 あり 志 意 なる 儀 備 あり 可
有 之 儀 備 あり 志 意 なる 儀 備 あり 可
志 意 なる 儀 備 あり 志 意 なる 儀 備 あり 可

一 公 儀 之 志 意 なる 儀 備 あり 志 意 なる 儀 備 あり 可
切 事 なる 儀 備 あり

附 之 儀 備 あり 志 意 なる 儀 備 あり 可
志 意 なる 儀 備 あり 志 意 なる 儀 備 あり 可
志 意 なる 儀 備 あり 志 意 なる 儀 備 あり 可

一 徳政の施行に由りては、
一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

一 徳政の施行に由りては、

右ノ通ニ由テ二十年ノ間ニ於テハ
日月ノ力ニ依リテ

但
但
但
但
但
但
但
但
但
但

根取帳事

何ヶ年ノ定免

一 何ヶ年ノ定免

二 何ヶ年ノ定免

三 何ヶ年ノ定免

四 何ヶ年ノ定免

四

五 何ヶ年ノ定免

六 何ヶ年ノ定免

七 何ヶ年ノ定免

八 何ヶ年ノ定免

何ヶ年ノ定免

何ヶ年ノ定免

何ヶ年ノ定免

何ヶ年ノ定免

何ヶ年ノ定免

何ヶ年ノ定免

中田相成之部

母九

下田信之部

母九

下田信之部

母九

下田信之部

母九

下田信之部

母九

反

下田信之部

反

反

反

上田

上田信之部

母九

中田信之部

母九

下田信之部

母九

下田信之部

母九

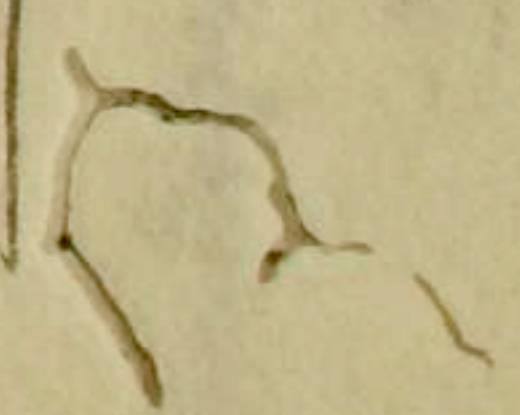
反

反

反

反

下田信之部



沙之山可之山能方

母方

山方

第九指石方中系方

水方指方之方指方

反



一 山方 山方 山方

山方列山方之方指方

母方

山方指方之方

日西新

母方

山方之方指方

母方

山方指方

山

反

一 田方指方

母方

一 山方之方指方

母方

一 山

山方

山方

山方

反



一永

吉田

細合

永 永 永

介

永 永

永 永

右河村何年定元年... 尚何... 丹... 年号...

年号...

誰

村澄

右村

名主 百姓

永急三千年

南條金屋

自享曰卯年

近山... 柳...

一 二回音七指七名中一宗

或地玉海玉部

日

三島中一宗

江戸人及法
十二宗

河村
新田

日

田指所河原宗
相之指所九原宗

石堂上十カ

石堂上九カ

新田

和

足元

田之部宗
相七部宗

一 世村用あり早換り換り
一 少ゆ来令之柄のり

一 家数百軒の教
男四百五拾九人
女四百廿七人
馬山指之

一 農業一戸稼、男八縄と女八本縄と織り
一 并に積之由一利根川と移子河原と法
一 寺に余右河原と江戸と三川路廿七宗
一 漁獵場を
一 村中一大小一重法場を

一 聖書百拾九卷
在綱

世中三卷中九卷七卷

一 大聖九中九卷七卷
大聖綱

世中三卷中九卷七卷

一 弟九中九卷九卷
中傳三卷中九卷

一 弟九中九卷七卷
隆人拾九卷

一 聖書百拾九卷
世中三卷中九卷七卷

一 合弟百拾九卷中九卷七卷

世中三卷中九卷七卷

出 水聖拾九卷
在綱

大聖三卷中九卷

在 弟中九卷七卷

世中

一 弟九中九卷七卷
只弟

世中三卷中九卷七卷

世中三卷中九卷七卷

世中三卷中九卷七卷

大聖三卷中九卷

大聖三卷中九卷

大聖三卷中九卷

大聖三卷中九卷

世成也... 言... 但... 合...

并... 合... 在... 後...

在... 各... 在... 代...

世成也... 言... 但... 合...

并... 合... 在... 後...

在... 各... 在... 代...

世成也... 言... 但... 合...

細合... 并... 合...

世成也... 言... 但... 合...

卯

永... 入...

包... 歲...

右... 言... 言... 也... 皆... 行...

誰... 亦...

年... 号...

存

年... 号... 姓...

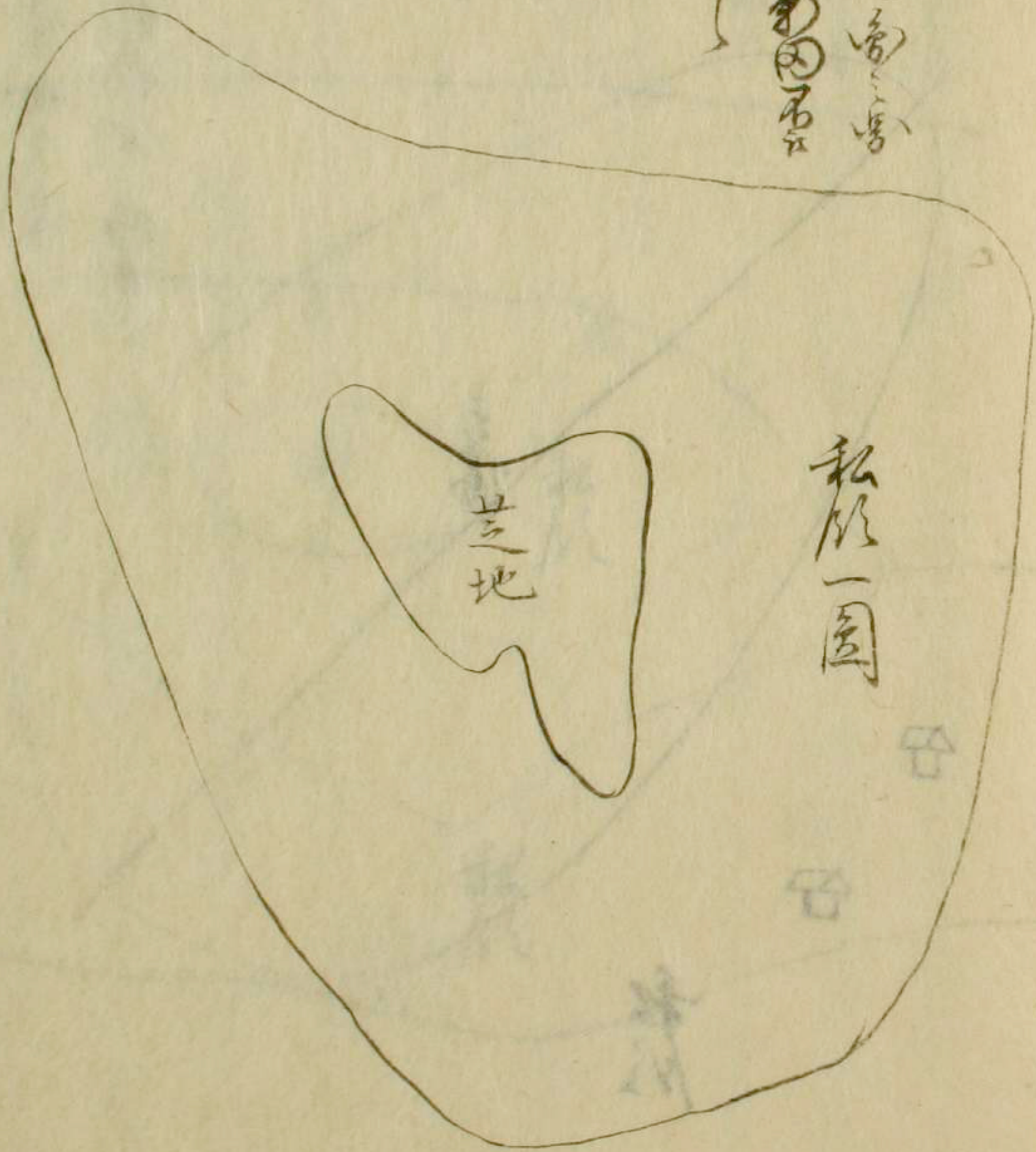
計... 自... 形... 之... 也...

公儀新開之也 仍付地所之也
右之也私共也仍付地所之也新開之也
考之也書向之也也仍付地所之也
院中之也尚又書保七高年之也書向之也
引合向之也語向之也先年之也 仍付地所之也
又書向之也書向之也書向之也書向之也
此百印之也書向之也書向之也書向之也
仕之也書向之也書向之也書向之也書向之也
也及書向之也書向之也書向之也書向之也
一海邊之也書向之也書向之也書向之也

仍復之也書向之也書向之也書向之也
一段一書之也書向之也書向之也書向之也
一也 仍付地所之也書向之也書向之也
也例書之也書向之也書向之也書向之也
一也 仍付地所之也書向之也書向之也
也也又書向之也書向之也書向之也書向之也
一也 仍付地所之也書向之也書向之也
也也也也也也也也也也也也也也也也也
一也 仍付地所之也書向之也書向之也
也也也也也也也也也也也也也也也也也
一也 仍付地所之也書向之也書向之也

一村

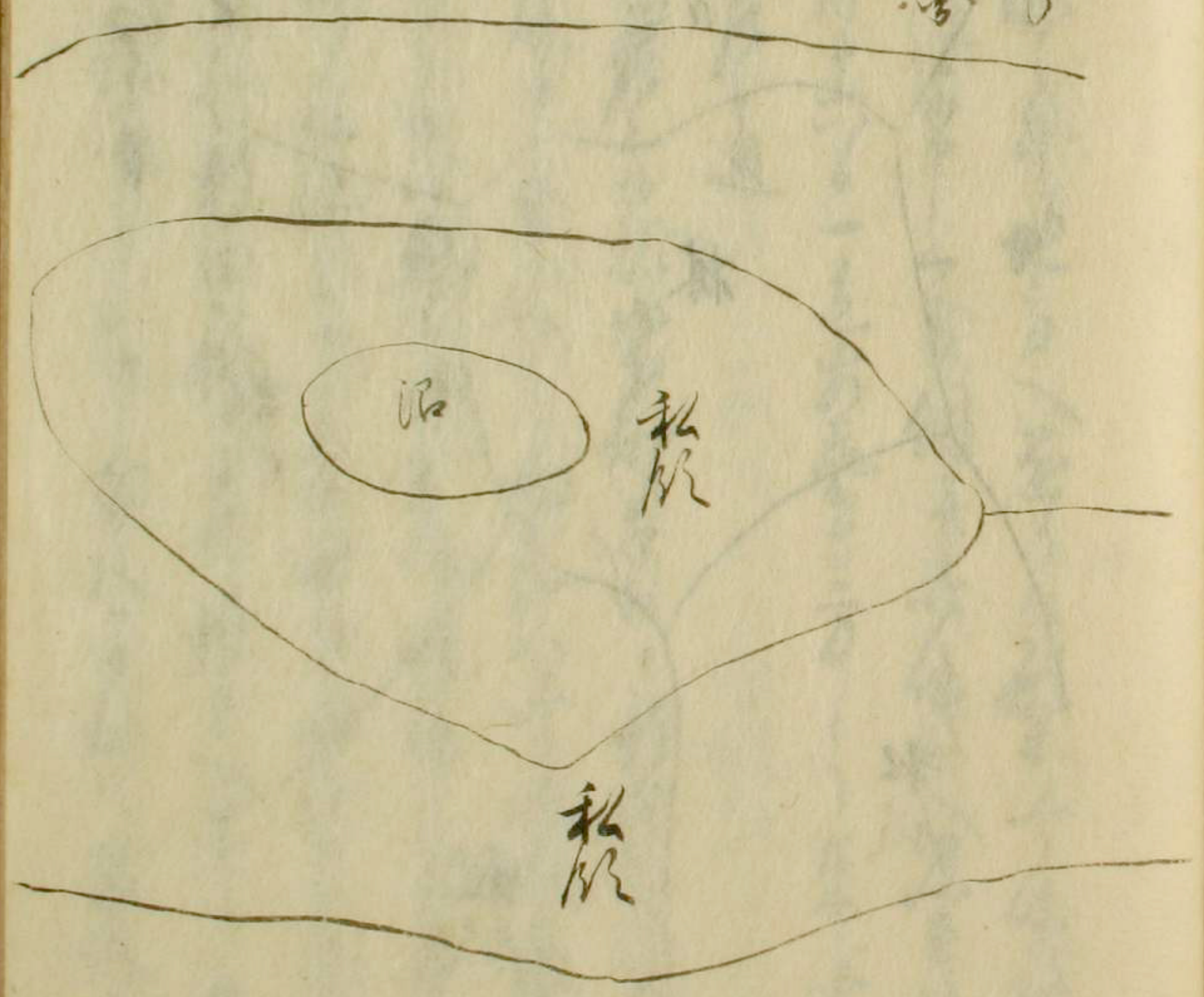
私取一亩
是八畝田
仍存



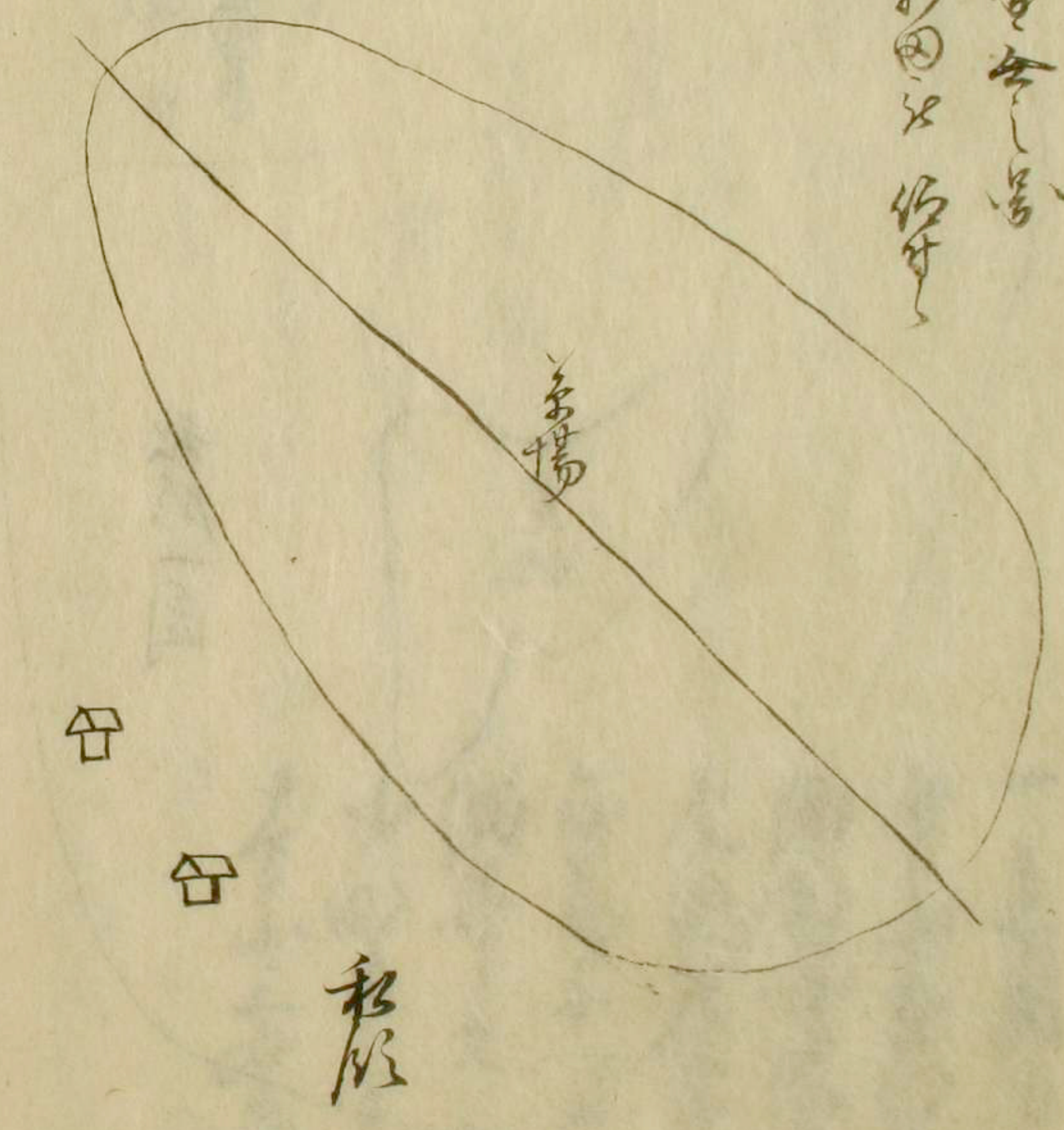
廿二月

一五周防
中山
細田丹波
又田底
平井
細井九
少
寺山

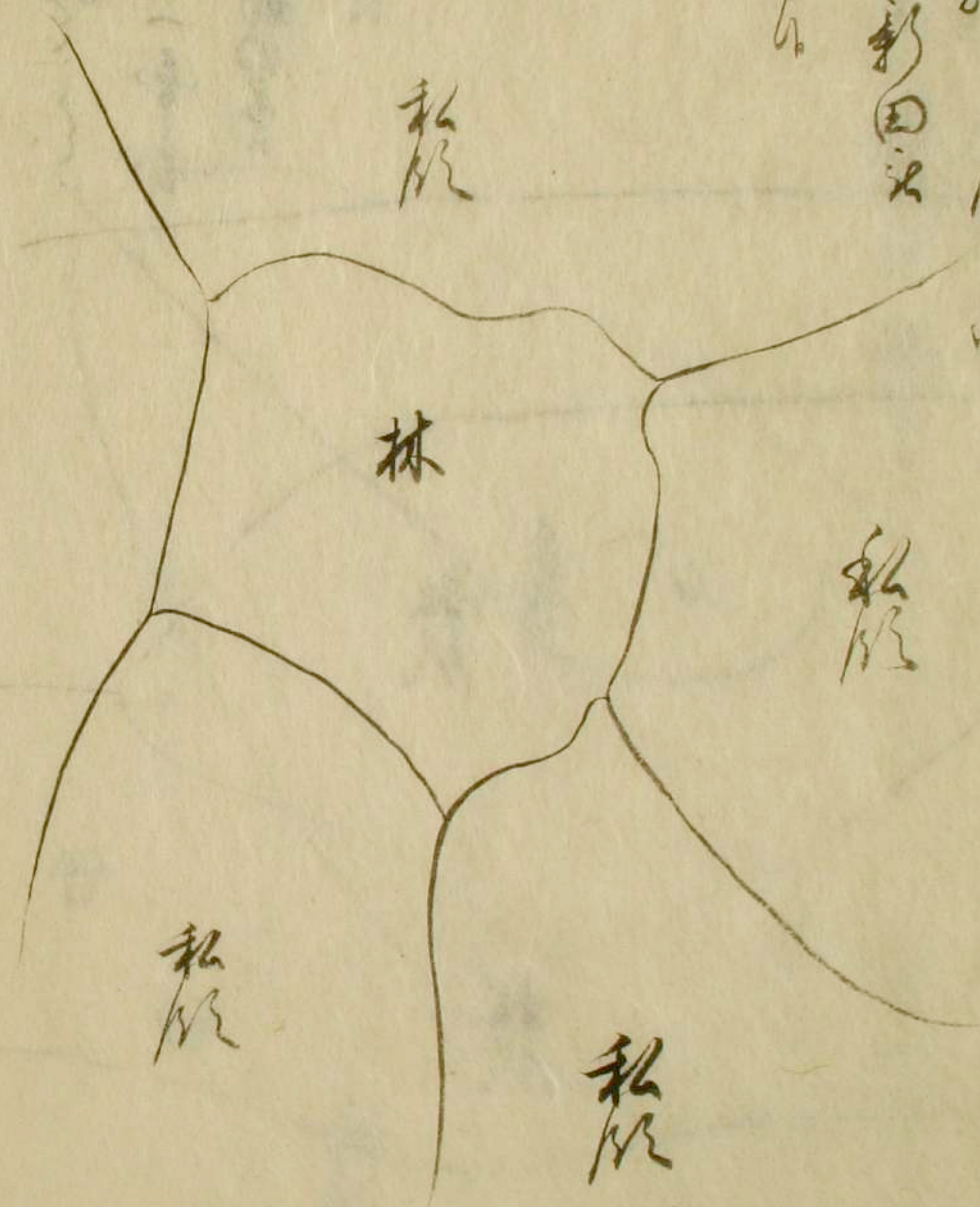
一材結...
 是六新田...
 作...



私取...
 是六新田...
 作...



二村後之町に
 是ハ新田
 作



新田新田地方へ
 評定は二町
 卯三月十日
 一迄
 新田新田地方へ
 評定は二町
 卯三月十日
 一迄

町奉行の
 手切
 仕
 子
 三
 以

是字之無りを詔りて其係之由を以て其由

傳りて上村正平にその事付して
右傳に於ては此係傳に之を事付してハ新田録
之が地方に於ては此係傳に之を事付して
之を事付して其係傳に之を事付して其係傳に
此係傳に之を事付して其係傳に之を事付して
此係傳に之を事付して其係傳に之を事付して

地方に於ては此係傳に之を事付して其係傳に
此係傳に之を事付して其係傳に之を事付して

二十四日

此係傳

右傳書付て其係傳に之を事付して其係傳に
此係傳に之を事付して其係傳に之を事付して

寶曆九年卯午月廿七日了迄此係傳に之を事付して
其係傳に

一 此係傳に之を事付して其係傳に之を事付して
此係傳に之を事付して其係傳に之を事付して
此係傳に之を事付して其係傳に之を事付して
此係傳に之を事付して其係傳に之を事付して
此係傳に之を事付して其係傳に之を事付して

一 事

一 六月 少角中 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

卯二月

一 六月 少角中 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

一 六月 少角中 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

菅 丹波
大 近江
一 月

忠也代官
中野西坂子所

私に沙汰官不羽州村に少化常世公(男代令
并借令借未海方)に受世令と云ふは往來せし
高人(海人)に海方中(海方)も常世公(男代令)并
子(海方)中(海方)に在る(海方)大徳(海方)に
并(海方)向(海方)高(海方)并(海方)中(海方)に
在る(海方)中(海方)に在る(海方)中(海方)に

宝曆九年四月

川田玄蕃
过 六部(海方)

平昌彦(海方)
風高(海方)甚(海方)三(海方)部
云(海方)此(海方)市(海方)十(海方)部

沙汰紙

書(海方)向(海方)常(海方)令(海方)受(海方)高(海方)人(海方)に
海(海方)方(海方)中(海方)分(海方)の(海方)海(海方)方(海方)
中(海方)分(海方)の(海方)海(海方)方(海方)中(海方)分(海方)の(海方)

卯(海方)子(海方)の(海方)子(海方)の(海方)

卯(海方)子(海方)の(海方)子(海方)の(海方)

書よりの一語より下とす所の右徳方の一
のりあやひ

但二平より一語取し此係系自ら取し此係
し義も一系海より一系城書身より一系

右通下より取し

二月

堀田お換り及山崎より一書身取

室曆八宮上青子より一升伊勢より一升
万石の二下巻の二巻の二のりあやひ

大目附

法王提灯の所取の早振束首信り一圓一書
丹方名取より一書ハ一書今と一書より一書
以下自書信紙の抄控動らハ亡取より一書
一書より一書信り一書ハ一書及一書首信り
一書ハ一書名山科一書取し一書別一書取し一書
取 一書取し一書取し一書取し一書取し一書
取取し一書取し一書取し一書取し一書取し
取合より一書

但丹方名取より一書取し一書取し一書取し
一書取し一書取し一書取し一書取し一書取し

日記

右に如き保ふる年一に 何れ日午七の年より
志の〜〜〜 志の〜〜〜 志の〜〜〜
志の〜〜〜 志の〜〜〜 志の〜〜〜
志の〜〜〜 志の〜〜〜 志の〜〜〜

青月

二月の十日 卯時 定家公 語あり 書あり
日午の日の日 卯時 定家公 語あり 書あり
〜 卯時 定家公 語あり 書あり

一 定家公 一 座をり 卯時 定家公 語あり 書あり

書あり 卯時 定家公 語あり 書あり
卯時 定家公 語あり 書あり
卯時 定家公 語あり 書あり
卯時 定家公 語あり 書あり
卯時 定家公 語あり 書あり

一 卯時 定家公 語あり 書あり
卯時 定家公 語あり 書あり
卯時 定家公 語あり 書あり
卯時 定家公 語あり 書あり
卯時 定家公 語あり 書あり

帳面之由紀可也

何の何月。

何の何月。

何の何月。

右に中勘定は、
粘入半切の由、
寺社奉行の由、
右に地蔵堂の由、
中へ海へ清は、
宗へ其の清は、
何の何月。

一 寺社奉行より、

暫りし事、

但親見才名、
一、此志、
一、寛政元年、
只論、

宝曆六年、

一 簿、
一、此、
一、帳、

ふれきん追叙の文 作付集

宝曆六年丁未月

一 河勅定終休後田用希と申掛り 勅定は自籍
より田用希何事より一は勅定より一は
休後とある細中後水中部とあるは書付の
趣ハ勅定は其の上掛り休後と連名より
向存の事なり 是より向り田用希何れも
勅定より一掛り休後一同に存すなり
別紙に書付於羽目官に於て勅定は人

一 宗五郎少左左衛門 宣旨 田用希
沙上より一は 田用希の田目官に於て
此の事より一は 田用希の田目官に於て
お申の指しより一は 田用希の田目官に於て
別紙に書付 田用希

子三郎 田用希

田用希の田目官 田用希の田目官
田用希の田目官 田用希の田目官
田用希の田目官 田用希の田目官

まて時々の事あるに由來、古の文用亦しく我唯々として
文用はあつたためなり。おまへに紹くぬ文用は
らあ、右の諸事、何れが支那のこのた
中、海にありて、不中、此のち、漢の

二月

右の毎季書重し、紹く、漢軍の中

一、私に上知ると先例とす、は、地政、は、官形、有、り、
ら、る、事、指、し、る、は、官、制、事、中、の、百、姓、お、射、
舟、百、姓、指、し、る、事、は、官、制、事、中、の、百、姓、お、射、

と、の、事、判、目、の、事

一、海に、海に、作す、は、官、制、事、中、の、百、姓、お、射、
と、の、事、判、目、の、事、は、官、制、事、中、の、百、姓、お、射、
は、官、制、事、中、の、百、姓、お、射、は、官、制、事、中、の、百、姓、お、射、
の、事、判、目、の、事

地方振集成後篇卷之八

